

第 1 5 7 5 回 島根県教育委員会会議録

日時	平成 31 年 3 月 13 日
自	13 時 30 分
至	16 時 45 分
場所	教育委員室

I 議題の件名及び審議の結果

— 公 開 —

(議決事項)

- 第 34 号 島根県立美術館条例施行規則の一部改正について (総務課)
第 35 号 教育職員免許法及び教育職員免許法施行法施行細則の一部改正について
(学校企画課)
第 36 号 「教職員の働き方改革プラン」 (案) について (学校企画課)
第 37 号 島根県スポーツ推進審議会規則等の廃止について (保健体育課)

——以上、原案のとおり議決

(報告事項)

- 第 93 号 平成 31 年度島根県公立高等学校入学者選抜における一般選抜の結果等について (教育指導課)
第 94 号 国立大学法人島根大学と島根県教育委員会との高大連携に関する協定について (教育指導課)
第 95 号 公立大学法人島根県立大学と島根県教育委員会との包括的連携に関する協定について (教育指導課)
第 96 号 平成 31 年度特別支援学校 (高等部・専攻科) の合格者数について (特別支援教育課)

——以上、原案のとおり了承

— 非公開 —

(議決事項)

- 第 38 号 教育委員会事務局等職員 (管理職) 定期人事異動 (事務局職員関連分) について (総務課)
第 39 号 教職員の懲戒処分について (学校企画課)
第 40 号 いじめの重大事態調査報告書 (案) について (教育指導課)

——以上、原案のとおり了承

(承認事項)

- 第 6 号 教職員の懲戒処分について (学校企画課)

——以上、原案のとおり承認

(協議事項)

- 第 15 号 管理職手当に関する指定学校の見直しについて (総務課)

——以上、資料により協議

(報告事項)

- 第 97 号 公立学校教職員定期人事異動について (学校企画課)
第 98 号 公文書非公開決定にかかる審査請求に対する裁決について (教育指導課)

——以上、原案のとおり了承

II 出席者及び欠席者

1 出席者【全員全議題出席】

新田教育長 藤田委員 浦野委員 出雲委員 真田委員 林委員

2 欠席者

なし

3 島根県教育委員会会議規則第 14 条の規定に基づく出席者

高橋教育監	全議題
松本教育次長	全議題
小仲参事	公開議題
丹羽野参事	公開議題
門脇教育センター所長	公開議題
仁科総務課長	全議題
小村総務課上席調整監	公開議題
高宮教育施設課長	公開議題
門脇教育施設課管理監	公開議題
福間学校企画課長	公開議題、議決第 39 号、承認第 6 号、報告第 97 号
柳楽県立学校改革推進室長	公開議題、
常松教育指導課長	公開議題、議決第 40 号、報告第 98 号
濱村地域教育推進室長	公開議題
村本子ども安全支援室長	公開議題、議決第 40 号、報告第 98 号
佐藤特別支援教育課長	公開議題
佐藤保健体育課長	公開議題
日野健康づくり推進室長	公開議題
前田社会教育課長	公開議題
江角人権同和教育課長	公開議題
萩文化財課長	公開議題
山根世界遺産室長	公開議題
稲田文化財課調整監	公開議題
米原福利課長	公開議題

4 島根県教育委員会会議規則の規定に基づく書記

三浦総務課課長代理	全議題
瀧総務課人事法令グループリーダー	全議題
小村総務課企画員	全議題

Ⅲ 審議、討論の内容

公 開	議決事項	4 件
	承認事項	0 件
	協議事項	0 件
	報告事項	4 件
	その他事項	0 件
非公開	議決事項	3 件
	承認事項	1 件
	協議事項	1 件
	報告事項	2 件
	その他事項	0 件
署名委員	浦野委員	

議決第34号 島根県立美術館条例施行規則の一部改正について（総務課）

○仁科総務課長 資料1の1ページを御覧いただきたい。改正理由にあるとおり、消費税法の改正、これにより税率が8%から10%、それに伴い、県立美術館の附属設備の使用料の額の改正という内容である。

ここで、若干補足説明をさせていただく。県立美術館の管理・運営については、地方自治法の規定に基づき、知事部局の環境生活部に委任している。しかし、美術館の条例であるとか、規則、そういった規定の改廃に係る手続については教育委員会が所管するルールになっている。このルールに従い、今回、議決事項として諮るものである。2月5日に、県立美術館の施設自体の使用料については議決いただいたところであり、ギャラリー、ホールの使用料については条例の中に額が定められている。今回、このギャラリーでいうと展示ケース、ホールでいうと映像上映設備といった設備、備品類、この使用料についての2%相当分の増額改正という中身である。

内容については、1の2ページに掲げていて、アンダーラインを引いてあるところが2%相当上がるということである。前回も説明したが、10円未満切り捨てであるので、結果的に変更のない項目もあるということで御承知おきいただきたい。施行日は、基本的には今年の10月1日である。

○新田教育長 県立美術館条例の施行規則の一部改正について、消費税法の一部改正に伴う額の改定ということである。

———原案のとおり議決

議決第35号 教育職員免許法及び教育職員免許法施行法施行細則の一部改正について（学校企画課）

○福間学校企画課長 資料2の1ページを御覧いただきたい。教諭や養護教諭、栄養教諭といった教育職員の免許に関し法律が改正されている。1の改正理由にあるように、国は中教審の答申を受けて、大学の創意工夫により質の高い教職課程を編成できるように、教職課程で修得することが必要な科目の大きくくり化というのを行うと、それとともに学生が修得すべき内容を改めるということで、教職員免許法施行規則の細則の改正を行っていくということである。これに伴って、教育委員会規則の改正を行うものである。

まず、2の国の規則改正の概要について説明する。（1）は、科目区分の大きくくり化と修得すべき内容の変更ということである。これは、教諭の免許のみお知らせしているが、

左が改正前で右が改正後であり、右に対応する科目が書いてある。改正後は、科目のくくりが変わっている。それから、下線を引いている所が変更になっている所だが、そういったくくりが変わるとともに、領域に関する、あるいは教科に関する専門的事項であるとか、チーム学校運営への対応であるとか、それから特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解であるとか、それから学校と地域との連携及び学校安全への対応であるとか、カリキュラムマネジメントと、それから情報機器及び教材の活用、総合的学習の時間の指導法、それからキャリア教育と、そういった新しく変わっていった教育内容が変更になって加わっていくということである。

続いて、2の2ページを御覧いただくと、(2)として、小学校の外国語の教科化に伴って、小学校の教諭の免許について、教科に関する専門的事項に外国語が加わっている。それから、幼稚園の教諭については、これまで小学校の国語や算数といった教科科目を使っていたのだが、それにかわって幼稚園教育要領、それに定める健康であるとか言葉であるとか、そういった領域に関する専門的事項というものが新設されているということである。

そういった国の規則改正にあわせて、県の規則改正はどういうことをしているかということだが、これら国の規則改正にあわせて科目を名称変更すること、それから条文がずれているので、そのずれを直すことを行っている。

2の3ページから具体的な改正規則の内容を挙げているが、2の7ページからが新旧対照表になる。2の7ページ、それから2の8ページについては、ちょうど国のそういった法令の改正に伴って条ずれが生じるので、条文の整理を行っている。

2の9ページ以降は、科目の名前を新しい方に合わせるということで、それぞれ所要の改正を行っている。

というところで、本会議で議決いただけたら、平成31年4月1日施行を考えている。

それから、免許を取得するための方法は、大学で単位を取得するというものがあるが、基礎となる免許状活用として実務経験を積むと、例えば講師等といったことと、それから大学で取得した単位を合わせて、これの上位の免許状を取ると、例えば二種免許を持っていたのを一種に上進するとか、それから隣接する講師の免許状を取ると、中学校の免許を持っていたら、例えば小学校の免許を取るといような形で免許を取得する方法もある。こういったものについて詳細な単位をどう取っていくかという基準を、これは教育委員会の告示で定めているということである。これについては、本会議にかけてはいないが、あ

わせて改正をすることを考えている。

———原案のとおり議決

議決第 36 号 「教職員の働き方改革プラン」（案）について（学校企画課）

○福間学校企画課長 資料の 3 ページを御覧いただきたい。このプランについては、12月、そして、前回 2 月の教育委員会の会議において協議いただいて、修正案を作成している。今回の審議では、このプランの議決をお諮りしたいと考えている。

それでは、別冊の資料を御覧いただきたい。前回の案との違いを中心に説明をさせていただく。

まず、別冊の 7 ページであるが、この中ほどに、部活動の負担軽減に向けた取組の推進という項目がある。この項目については、本県の部活動の在り方に関する方針、これを策定して、部活動において適切な休養日とか活動時間等を設定するということを述べていたわけであるが、方針が 2 月の教育委員会会議において策定されたということがあったので、前回からはどう方針に基づいて、更に部活動負担軽減に向けた取組を推進すると、既に作成された方針であるので、これを受けて推進していくという形の表現に改めているものである。あわせて目次の項目の名前も変更している。

17 ページの（5）の保護者・地域等の理解・協力のもとでの推進という項目である。前回にもいただいたが、注釈の 38 というのが下にあるが、中央教育審議会の答申に示される、これまで学校・教師が担ってきた代表的な業務の在り方に関する考え方、についての 3 つの区分、これについて具体的な表が中教審のところにあるので、この表を下段のところに加えている。ここに、資料として明示するとともに、関連した本文のところの 2 行目、そこに、またそれらの業務の多くは範囲が曖昧なまま行っている実態があり、それらの業務について明確化・適正化を図ることは、教職員の働き方改革を推進するためには必要不可欠であると、こういう文言を書き加えている。中教審でこういった形が出ていることを表示しているので、更にこういった業務についても、ここでも参考にしながら明確化・適正化を図って行って、推進してもらいたいという願いを受けて書き加えたということである。最後のところに、学校と社会の連携がこれまで以上に重視・強化されるということも書き加えている。前回と変更しているところは、その 2 点である。

資料 3 ページにあるように、今後については、議決いただければプランの策定ということになる。あわせて、学校業務の改定事例集も、改善推進委員会で発行する予定である。

4月以降に県立学校や市町村の教育委員会、関係団体に周知、説明を図っていきたいというふうに考えている。

○藤田委員 2点ほどお伺いする。プランの15ページ、教職員一人ひとりの取組のところの上から3行目、先生方の本当に多大なる御負担とか、いろいろな頑張りは本当に私たちも認めるところであるが、その中で、言葉なのだけれども、崇高な使命感というか、この言葉、何かちょっと余にも仰々しいというか、読む方にすると保護者であるか、先生方自身が読んだときにどうかなという思いがあって、これがどこから出てきた言葉なのか、先生方、それから考えられたところから出てきたのかがというところがちょっと分からないのだが、できれば少し分かりやすく溶け込みやすいように、長時間勤務もよしとする強い使命感とか、何かそういうふうな、文言を少し考えていただくことはできないものであろうか、ということが一つ。

それと、17ページ、先ほど丁寧に説明いただいた。働き方改革のことについては、地域の方々、保護者の皆様に本当に理解を得ることが、これからの学校にとって必要なことだと思う。この中央審議会の明確なものが載せられたということは、これは非常に、この中に重要な位置を占めているなということで、改正していただいたことには感謝申し上げます。

○福間学校企画課長 1点目については、もともとは、例えば国から出している中央教育審議会の文言なども参考にしつつ、あるいは教員が思っている長時間勤務をがんばってやっているというところも捉えながら、こういった表現も使わせていただいているところだが、ただ、そういった表現が我々がつくるプランの中で、位置付けとして、こういった形がいいのかということは、議論いただきたいということである。

それから、2点目については、こういった形で前回お示しすることに、我々教育機関に対して言われたので、こういう形で適用したいということでやっている。

○新田教育長 1点目の、15ページの本文の3行目だが、確かに御指摘いただいたように、言葉としては非常に浮いた感じというか、主観的な表現になっているのかなという。藤田委員からあったように、子どもたちのためであればどんな長時間勤務もよしとする強い使命感という形ぐらいだろうか。事務局、どうですか。

○福間学校企画課長 委員様の方で御修正いただくということで議決いただければよろしいかと思うが。

○新田教育長 同様の用語をほかの箇所を使っていることはないか、確認して。（事務局

が確認) ないようである。それでは、この部分については、強い使命感ということで修正する前提で、この後の議決で諮らせていただきたいと思います。

○真田委員 4 ページだが、プラン達成に向けた数値目標を具体的に掲げられて、なかなか厳しい目標ではあると思うのだが、達成に向けて努力をされていく、地域、保護者の協力は本当に必要になってくるのではないかという感じがするが。それに併せて、6 ページの、プランを達成するための主な手だてとして、県教育委員会の取組というのがより一層大切になってくるのではないかと思うが、市町村立学校とか県立学校にこのプランを周知徹底するため、どういうふうにやっていかれるのか。また、知事部局の総務課の学事、私立であるが、私立高校関係のところとどういう具合に協調していかれるのか、学校間格差が生まれないように指導をしていただきたいと思いますと思うのだが、そのあたりをお伺いしたいと思っている。

○福間学校企画課長 まずは、県としてこういった方針を示すということは大切なのではないかなと思っているが、市町村の教育委員会にはだんだんと情報を流しているのだけでも、具体的には、例えば4月にあった施策説明会等の機会を通じて、やっぱり志を同じくして、やはり一生懸命取り組んでいただくということを進めていきたいと思う。教職員については、リーフレット等を作って周知していくということも検討しているが、やはり保護者、あるいは地域にどういうメッセージを出していくか、市町村ともやはり一緒に考えていって、どういう形をとったらいいのかということは、さまざま提案をしていこうと考えている。それから、いろいろとこちらが発行している広報物であるとか、そういったところでのPR等も行っていくとか、やはり積極的に働き方に取り組んでいるぞということを進めていくことが大切なのではないかなと思っている。

それから、私立高校とどう連携していくかということころは、これは私立のお考えもあるところであるので、いろいろ情報交換したり、こちらの考えも伝えたりしながら、やはり同じ働き方改革であるので、こちらの取組について、やはりそちらのほうもお考えいただきたいというようなこともお伝えしていくことはできるかなと思っている。ただ、これについては、まだ具体的にこういう取組についてどうこうということころまでは進んでいないので、これからの課題かなと認識している。

○新田教育長 特に、この6 ページに掲げた県教育委員会の取組というのは、県教育委員会としての責務というか、やらねばいけないということで、例えば業務アシスタント、あるいはスクール・サポート・スタッフの配置、こういったことによる負担の軽減であると

か、小学校英語専科教員の配置による負担軽減であるとか、先ほどからお話にある運動部、文化部の部活動指導員の活用、あるいは調査や報告書というふうな事務作業の軽減、重複を排除するというふうな取組も積極的に更にやっていかないといけないと思っている。

あと、学校閉庁日等もつけているが、先ほど福間課長から話もあったが、市町村教育委員会の共同歩調をとっているいろいろな取り組んでいくということが大事だと思っていて、今、各市町村教委にも意見というか、こういうことでどうだろうか和一応投げかけているような段階であるので、そういった取組についても報告させていただきたいと考えている。

○真田委員 あわせて、優秀な人材を確保するために、やはり保護者の方、地域の方と協力して、ぜひやっていただきたいと思う。

○浦野委員 9ページに、学校業務改善事例集がこの3月に発行されるとあるが、これは県内外の好事例を積極的に情報発信するという事で、具体的な事例が示されるということとは、大変分かりやすく取組やすいのではないかと思います。まだ目にしてないので、どういう事例集かは分からないけれど、先日、私、たまたま地元の友人と話す機会があり、この働き方改革の話に偶然なったのだが、もう家庭訪問やっていないよとか、あと3月末にもう午前中授業にして、そして、評価とか通知票をつけたり、指導要録を書いたりとかそういう時間を、午後は全員でそれに取り組むという時間を確保している取組などもやっているということを知っていて、やはりどこも一生懸命やっているのだなということを感じたので、家庭訪問など、やって当然と思っていたようなことが、もうないのだというのに驚いたが、事例集の中にそういう具体的なものも載せていただけると参考になるのではないかと、やみくもに何でもなしにしてしまえばいいというものではないが、島根県の実情に合わせて、取り入れられるものは取り入れていけたらいいのではないかとこのように思った。

○新田教育長 事例集のことは、いいか。

○福間学校企画課長 このプランの中にも項目として、例えば取組例として11ページ以降で四角で囲ったりしているが、この四角で囲っている所が、事例集に関連して取り組むものになっている。

内容としては、重点モデル校というのを指定していたので、その重点モデル校での取組の状況でよかったなと思うものとか、あるいは他県等の事例の中でよかったようなものとか、そういったものを取り入れて学校現場では使ってもらいやすいような形でまとめている最中である。家庭訪問のような、また各学校の実情等もあるのではないかと、私のほうも、やっぱり学校現場の中で職員がみんな話し合いをしながら、こういった形でや

ろうかと、その上で地域の方の理解を得て、保護者の方も家庭訪問なしでいいでしょうということになれば、そうしていただくのもいいのではないかと思うし、その辺はやはり各学校でいろいろ話し合いなどをしていただいて、結構思い切って取り組んでいただくと、家庭訪問をなくすのは勇気が要ることなのではないかと思うが、理解を得て丁寧に説明されると、そのあたりはやはり思い切って業務を変えていくように取り組まれることが必要かなというふうに考えている。

○出雲委員 私も、今皆様が言われた意見と同じなのだが、これから教育委員会としていろんな具体的な取組についてのプランが今から出てくると思う。やはり地域の方々とか、保護者の方々にしっかり御理解いただけるように、周知の方法もしっかり考えて、行っていただきたいと思っている。

○新田教育長 それでは、議決第36号「教職員の働き方改革プラン」（案）であるが、15ページ、本文の3行目、「長時間勤務もよしとする崇高な使命感から」という所を、「長時間勤務もよしとする強い使命感から」というふうに、修正した上で諮らせていただきたいと思う。

———原案を修正して議決

議決第37号 島根県スポーツ推進審議会規則等の廃止について（保健体育課）

○佐藤保健体育課長 4ページを御覧いただきたい。新年度からのスポーツに関する事務の移管に伴って、教育委員会規則、これを廃止する必要がある。スポーツに関する条例には、島根県スポーツ推進審議会条例、それから島根県立武道施設条例、そして島根県立体育施設条例、この3つがある。新年度からの事務の移管に伴って、それぞれの条例の施行に関する事柄については、新たな規則が知事部局で定められるということになる。したがって、現在、教育委員会にあるこれら3つの規則は廃止ということになる。廃止する規則は、島根県スポーツ推進審議会規則、島根県立武道施設条例施行規則、そして島根県立体育施設条例施行規則、これらの3つである。廃止の年月日は、平成31年4月1日である。

○新田教育長 保健体育課の権限の一部を教育委員会から知事部局、環境生活部であるが、こちらに移管するために関連する改正、廃止を行うものである。

○真田委員 廃止の期日は3月31日ではなくて4月1日なのか。

○保健体育課長 法令担当に確認している。

○真田委員 4月1日で。

○保健体育課長 はい。

○真田委員 わかった。4月2日からまた新しいのが施行されるということになる。

○新田教育長 4月1日の午前0時をもって。

○真田委員 わかった。

———原案のとおり議決

報告第93号 平成31年度島根県公立高等学校入学者選抜における一般選抜の結果等について（教育指導課）

○常松教育指導課長 平成31年度島根県公立高等学校入学者選抜における一般選抜の結果等について御報告する。

5の1ページを御覧いただきたい。まず、始めに、1であるけれども、一般選抜の志願変更後の出願状況についてである。志願変更の受付期間が2月13日から2月19日の17時までということで受け付けた。その結果、全日制では、一般選抜の出願者が4,040名ということで、募集定員に対する競争率が0.91、昨年度より0.02ポイント減となっている。定時制は出願126人で、募集定員に対する競争率は0.35倍で、これは昨年度より0.01ポイントの増となっている。志願変更した人数であるけれども、他の学校に志願変更した者が40名、同一学校の他の学科に志願変更した者が23名ということで、それぞれ昨年よりも若干減少するという事になっている。

次に、3月6日に行われた学力検査の受検状況についてである。全日制の4,432人の募集定員に対して、出願者数が4,040人、当日の欠席者数が209人、受検者は3,831人であり、募集定員に対する競争率は0.86倍であった。定時制は、360人の募集定員に対して出願者数126人、当日の欠席が21人で、受検者数が105人であり、募集定員に対する競争率は0.29倍ということであった。なお、各校の詳細については、5の4ページに一覧となっているので、また後ほど御覧いただければと思う。欠席者については、ほぼ昨年と同じ、若干全日制で増えているが、ほぼ例年並みの欠席者ということである。欠席の主な理由であるが、松江高専、それから県内の私立高校への合格によるものという形で、ちなみに高専による者が104人、県内私立高校の合格による者が66人ということになっている。

次に、5の2ページを御覧いただきたい。一般選抜の結果についてである。全日制の合格者数が3,734人、定時制が97人であった。この一般選抜合格者の合計3,831人と推薦選抜等の合格者758人、合わせて4,589人について、本日の10時、各高校にて合格発表を行った。

また、これについての高校の詳細は、5の4ページのほうを御覧いただければと思う。

次に、地域外からの合格者を入学定員の10%以内、出雲高校は5%以内に制限する学校の合格者を載せているが、上限に達したのは松江南高校24人のみであった。それから、一つ、大田高校が出願者数11で合格者数12となっているが、これは大田高校の理数科を第一志望だった者が不合格となり、普通科のほうに回って合格ということで増えているということになる。それから、通学区外からの合格者を入学定員の20%以内に制限する学校、いわゆる松江の普通科3校であるが、これは3校とも上限には達していない状況であった。

続いて、第2次募集の状況である。募集を実施する学校が35校、学科数が63学科、昨年度より若干増えているという状況である。逆に、実施しない学校については4校で、これが松江北、松江農林、出雲、島根中央、この4校が未実施校、また実施しない学科が16学科ということになる。この2次募集への出願の条件だが、受検資格としては、高専や県内私立高校、県外の高校等に入学手続をしていない者で、なおかつ一般選抜の学力検査を受けた者が出願資格となっている。35校63学科で実施するわけであるが、募集人員が961人、全日制が698人、定時制が263人ということになっている。

各校の詳細については、5の3ページを御覧いただきたい。そこに、各校の第2次選抜における募集人員を掲載している。

最後に、今後の日程についてである。第2次募集の出願期間は、明日3月14日から18日の12時までが出願期間となっている。そして、3月18日の20時、午後8時に出願状況を教育指導課のホームページに掲載する。そして、3月20日に、作文、面接試験等を実施し、3月22日15時に各高校で合格発表を行うということである。

———原案のとおり了承

報告第94号 国立大学法人島根大学と島根県教育委員会との高大連携に関する協定について（教育指導課）

○濱村地域教育推進室長 6の1ページを御覧いただきたい。報告第94号、国立大学法人島根大学と島根県教育委員会との高大連携に関する協定について報告する。

島根大学とは、これまでも連携した取組が進められているところであるが、島根大学では、将来の島根を担う人材など、地域や社会を担う若者を育てるため、高校と大学がより一層連携し、組織的に進めていく考えがあり、一方、県教育委員会では、このほど策定した県立高校魅力化ビジョンにおいて、魅力ある高校づくりの推進を図るための体制整備や

特色ある教育課程の構築など、島根大学や県立大学等と連携・協働しながら進めることとしている。こうした中で、このたび協定を締結し、島根大学とより円滑な連携・協働を進め、教育の質の向上などの実現を目指そうとするものである。

協定は、島根大学の服部学長と新田教育長の間で、2月28日に、6の2ページであるが、協定書があって、その第1条に目的がある。島根大学と島根県教育委員会が高大連携を行うことにより、県立高校及び大学における教育・研究の充実・発展に寄与することを目的として、高大連携に関する協定を締結した。

連携協力事項については、6の1ページに戻っていただき、1に挙げているが、カリキュラム開発に関することなど、(1)から(6)の6項目の内容となっている。連携協力の具体的な取組は、今後両者で検討していくことになるが、例えばカリキュラム開発、キャリア教育、課題解決型学習に関して、島根大学と連携しながら先行的なモデルとして、パイロットモデル校を設定し、このパイロットモデル校は松江東高校を想定しているが、このモデル校の取組の成果を県内高校に広めていく、そういったことであるとか、また大学の特色ある教育研究に触れる機会として、先端金属素材グローバル拠点の創出とあるが、これは島根大学がオックスフォード大学や産業界、県等と連携し、金属材料分野における高度人材の育成や世界最高水準の研究拠点づくりを進めることになっており、高校生にそういった研究機会を提供するなど、こういった取組が考えられるのではないかと思う。

協定の期間は2のとおり、平成31年2月28日から平成34年3月31日までということにしている。

○新田教育長 島根大学との間で協定を締結した。

○林委員 連携協力事項のところ、先ほどパイロットモデル校として、まずは松江東高校をモデル校として取組を進められるということであるが、連携を今後進めていく中で、例えばほかの高校とかでもそういう要望があれば、そういう連携ができるような仕組みというのはできるものなのか。

○濱村地域教育推進室長 第1号としては、松江東高校を考えているが、一旦、こういったモデル校の取組を行い、どういった成果が出るのか、その中では課題も出てくると思うし、少しそういったところを検証して、また次のモデル校とか、そういったこともあろうかと思っている。

○林委員 この後、県立大学のほうも協定に出てくると思うのだが、今後、まずはキャンパスに近い、例えば松江とか出雲とか浜田というのは、非常にそういうところが取組もし

やすいと思うのだが、また地域課題の解決型の学習という意味では、やはり隠岐の3校であるとか中山間地域の中でも、そういう学びを深める意味でも、またこういうのも必要というか、大変重要な力になってくると思うので、今後そうしたところに対してでも取り組めるようなシステムをつくる、構築していただければ、と思っている。

○新田教育長 今回の協定、島根大学及び島根県立大学、双方にも言えることだが、今回、私どもで策定した県立高校の魅力化ビジョンと非常に関連の深い項目を具体的に挙げての連携協定を結ばせていただいたというふうに思っている。このことは、県教育委員会としてさまざまな取組を進める上で非常に心強いというだけではなくて、各県立高校がそれぞれ、今、林委員がおっしゃったように、それぞれの地域課題にどう立ち向かっていくとか、身近な大学とどう連携するかといったときに、県教育委員会もこうやって連携しながらバックアップするよという、ある程度姿勢を示すことにもつながっているなど思っている。先ほども林委員のおっしゃったような方向で、ぜひ各高校も前向きに検討していけるような環境にしていきたいと思っている。この後、県立大学との協定もあるので、ちょっとそこまで報告させていただいた後、またもう一度お聞きしたいと思う。

———原案のとおり了承

報告第95号 公立大学法人島根県立大学と島根県教育委員会との包括的連携に関する協定について（教育指導課）

○濱村地域教育推進室長 7の1ページを御覧いただきたい。島根県立大学とも、これまでも連携した取組が進められているところであるが、県立大学では、公立大学法人島根県立大学第3期中期計画により、高校と連携して地域の人材をとともに育てる仕組みの構築など、高大連携の強化や県内枠拡充等の入試制度の見直しの検討が進められる。また、県教育委員会では、先ほど説明したが、県立高校魅力化ビジョンにおいて、島根大学や県立大学等と連携協力しながら進めるということをしている。そういった中で、このたび協定を締結し、島根県立大学とより円滑な連携・協働を進め、それぞれの目標やビジョンに掲げる取組の実行を目指そうとするものである。

協定は、県立大学の清原理事長と行う。新田教育長との間で、先週の3月4日に、7の2ページの協定書にあるが、第1条の島根県立大学と島根県教育委員会が高大連携をはじめ、教育分野で相互に密接な連携協力を行うことにより、両者の教育・研究の充実と地域社会の発展に寄与することを目的として、包括的連携に関する協定を締結した。

連携協力事項については、7の1ページに戻っていただき、1に掲げているが、カリキュラム開発に関する事など、(1)から(7)の7項目の内容となっている。この連携協力の具体的な取組についても、今後両者で検討していくことになるが、例えばカリキュラム開発、キャリア教育及び課題解決型学習の推進という所では、大学から指導、助言を受けたり、あるいは高校生が進路や生き方を考える、大学生との対話の機会を設けたり、課題解決学習を学ぶ機会の創設など、今後そうした取組の実施であるとか、また、大学の特色ある研究の機会としては、高校生が聴講生として大学の授業科目を受講したり、あるいは教育コーディネーターの育成では、育成研修の場に大学から講師として指導を受けるなど、こういった取組が考えられるのではないかと思う。

協定の期間は2のとおり、平成31年3月4日から平成34年3月31日までということにしている。

○新田教育長 御意見、御質問等があれば、島根大学分も含めてお願いします。

島根県立大学分で若干補足すると、県立大学におかれても、第3次の中期計画という、そういった計画を来年度から新しくスタートされるということであって、そういった県立大学の計画の中でも、高校の課題解決型学習へ参加していったり、県内の高校との連携・協働を強化するといったことも大学の計画として入れ込んでおられた。そういったところも含めて具体的に組み組めることを抽出していこうというふうな作業の中で、島根大学と県立大学とで連携協力の事項が微妙に違うのだが、それは両者とそれぞれ調整する中で、表現として一番適切だろうというところできりまとめた結果が、たまたま微妙に項目が違っているということである。

○浦野委員 島根大学との協定の名前が高大連携に関する協定書で、県立大学との協定は包括的連携に関する協定書になっていて違うのは、そのあたりが微妙に違うので変わってきたということであるか。

○新田教育長 そうである。島根大学は非常にこの高大連携、大学と県立の高校との間での連携協力というふうなところに特化して、まずは進めていきたいという御意向であったし、県立大学は協定の本文見ていただくと、高校と大学の連携協力（高大連携）をはじめ、その他の分野も含めてもう進めていきたいというふうな御意向であったので、そういったところが表題の違いにも出ているということである。

○浦野委員 県立大学は、先ほどの島根大学と松江東高のように、どこか高校をモデル校としてという取組は今のところはないのか。

○新田教育長 モデル校という位置づけではないが、具体には隠岐島前高校とすぐ進めていきたいという意向を清原学長は言っておられて、7日に協定である。

○濱村地域教育推進室長 3月7日である。

○新田教育長 県立大学と隠岐島前高校が個別に。

○濱村地域教育推進室長 高大連携に関する協定を結んでいる。

○新田教育長 県立大学においても、松江商業や浜田高校で、それぞれキャンパスがある所の比較的近いところで連携をもう具体的に既に進めておられるところもあるが、そういった取組も、こうやって県教育委員会としても協定して、先ほど言ったように、バックアップする、支援する、取り組むということで、各高校も自信を持って進められる、そういったものにもなるかなという期待もしているところである。

○浦野委員 県立大学との協定についてであるが、(5)に教育魅力化コーディネーターの育成に関することということがあり、このコーディネーターさんというのは、すごく魅力化を進める上で重要な役割をされているので、大学からの協力も得て、育成に県全体で携わっていけるというのはすごくいいなと思った。

○新田教育長 この辺も非常に期待しているし、状況をしっかり伝えていきたいと思う。

○出雲委員 これは感想だが、今ここでいう地域、課題解決型の学習というので、私の地域などにも大学生などが入ってきていろいろな取組をやってくれていたりするが、これは地域の方々にとっても違う目線で自分たちの地域を見て、すごく新しい発見というのがたくさんある。だから、またこういうことが高校も含めて今後いろんな地域で取り組んでいかれるとすごくいいなと期待している。

○新田教育長 そういったところが、県立高校魅力化ビジョンで掲げていたような地域協働スクールであったり、協働の新しい組織づくりであったり、そういったところでチャンネルを増やしながら地域と大学と高校とがネットワークを組むような、そういったイメージで進めればと思う。

○真田委員 それぞれの協定書の中に、検討組織を設置するということがうたっているのだが、結局、教育センターをはじめ、それぞれの教育委員会の部署が大学と連携されると、それぞれ組織が立ち上がっていて、例えばコンソーシアムとかいろいろできる。そうすると、組織ばかりできて、調整していくのがなかなか大変ではないかなと思うのだが、その辺のところでは何か一つにまとまるというところとあれだが、横断的な何か一つ組織ができるというところ、それがやってくると、特に島根大学などいろいろな組織がいろいろな

ところで検討組織を立ち上げているので、それを何か横断的に一つまとめたような組織を、この協定書ができたので設置できるとより機能的に動くのではないかという感覚持っている。ぜひまた検討していただければと。

○濱村地域教育推進室長 検討組織については、これについてはまだ、具体的なメンバーとかあと規模とかから、どうやっていくかというのをまだ、今後決めていくことになると思う。事務レベルでそういった委員さんからいただいた意見も踏まえて、いろいろと検討させていただきたいと思う。

———原案のとおり了承

報告第96号 平成31年度特別支援学校（高等部・専攻科）の合格者数について（特別支援教育課）

○佐藤特別支援教育課長 8の1ページを御覧いただきたい。2月7日に12校が選抜検査を実施した。インフルエンザのため当日検査を受けることのできない志願者については、実施要項に従って追検査を実施したところである。

結果であるが、高等部及び専攻科合わせて189名の出願があり、このうち187名が受検をした。187名の受検者のうち187名すべてが合格した。なお、2名については、出願の後、当日までに受検を辞退した者である。この2名は、高校に合格したため進路変更したものと思われる。

下段には、合格者数の推移を載せている。平成29年度をピークに、その後やや減少しているところである。

裏面の8の2ページには、各学校の合格者数を載せている。

———原案のとおり了承